

海外直接投資の推進に向け 質量両面で投資関連協定の 充実を

投資関連協定に関する提言

激化する米中間の貿易摩擦、緊迫の度を強める中東情勢¹。昨今の国際情勢に影を落とす要因は枚挙にいとまがない。こうした世界経済の先行き不透明感の表れであろうか、2015年以降、世界の海外直接投資フローは減少を続けており、今後この傾向に拍車がかかることも懸念される。昨今の混迷する国際情勢にあって、世界経済の健全な発展に寄与する海外直接投資を再活性化するためには、少なくとも制度面において海外直接投資を促進する環境を整備することが喫緊の課題である。

このような認識のもと、経団連は、投資関連協定を締結することで、投資自由化と投資資産保護の両面でレベルの高い投資ルールを形成すべく、以下のとおり提言している。

わが国にとつての 投資関連協定の重要性

わが国においては、国際投資によるリターンが国際収支黒字の大きな源泉となっており、政府は、2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目標に交渉を進めている²。これまで、CPTP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）や日EU EPAの発効など、多くの成果が挙がってきており、現在では76の国・地域をカバーするに至っている（2019年7月現在）。

他方、すでに投資関連協定が締結されているとはいえず、中国、ロシアとの協定は、いずれも投資の自由化について定めておらず、中

副会長
通商政策委員長
トヨタ自動車副会長

早川 茂
はやかわ しげる



副会長
通商政策委員長
住友商事会長

中村邦晴
なかむら くにはる



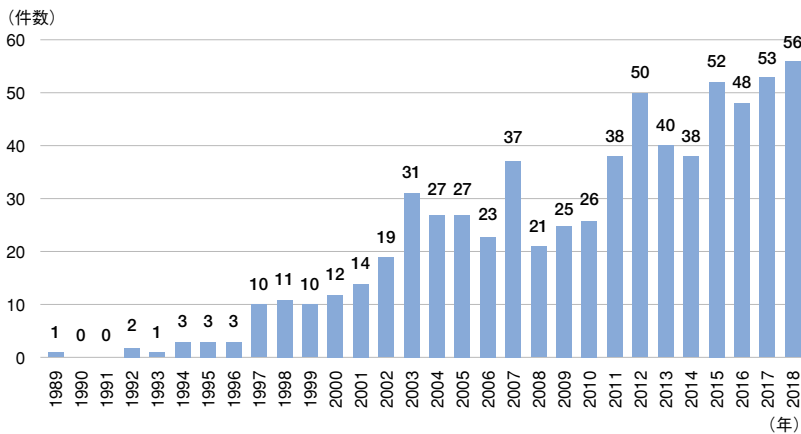
国以外のアジア主要国との協定もその内容の充実が求められる。また、TPP（環太平洋パートナーシップ）から離脱した米国やブラジル、南アフリカといったビジネス上の関心が高い国との間には投資関連協定が存在しない。わが国企業による海外直接投資の一層の促進に向けて、投資関連協定を質量両面で一層充実させる必要がある。

投資関連協定に盛り込むべき内容

今般の提言取りまとめにあたり、経団連では、会員企業を対象にアンケートを実施した。

(注1)投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン(2016年5月)

図表 ICISD(国際投資紛争解決センター)に付託されたISDSの件数
【過去30年間の推移】



その結果も踏まえ、投資関連協定に盛り込むべき内容を列記している。まず、外資への参入差別の撤廃が必要であり、それを禁止する内国民待遇の確保が求められる。参入できたとしても、事業活動の条件としてローカルコンテンツ要求(現地調達要求)等があつては、ビジネスコストの増大につながるため、そうした特定措置の履行要求を禁止することが重要である。そして、投資により利益が挙がっ

たとしても、収益を本国に送金できなければ、十分にその利益を享受できない。資金の自由な送金を可能とする送金の自由の規定を盛り込む必要がある。

そのなかでも、とりわけ投資紛争解決は、投資関連協定の実効性を担保するうえで最後の砦となる重要な規定である。現在、ISDS(投資家対国家の紛争解決)が世界的に活用されている。他方、国連の委員会において、ISDSの改革が本格化しており、国家の規制権限を重視する方向での見直しを主張する立場も多いほか、EUが、裁判官があらかじめ指定され、かつ、二審制を採用するICS(投資裁判所制度)を推進するなど、新しい動きもある。こうしたなかで海外直接投資を推進する観点から最も重要なことは、投資家が投資受入国を直接相手取り仲裁に訴えることができる制度を堅持することであり、紛争解決の手段を国家対国家に限定したり、紛争解決の仕組みそのものを否定したりする動きにくみしてはならない。

投資紛争解決の制度が有効に機能するためには、次の4点を確保する必要がある。第1に、国家のみならず投資家も仲裁人を選定することで、公平性・中立性・独立性を確保すること。そうすることで、ビジネスに詳しい人材がその任に当たることが求められる。第2に、迅速な仲裁を実現することである。仲裁の長期化とこれに伴う訴訟費用の増大を防ぐため、判決取り消し、修正手続きや二審制における上級審への上訴の要件を厳格化するべきである。第3に、付託案件の妥当性であ

る。投資紛争解決制度は個別の紛争解決が目的であり、投資受入国の国内法を解釈するものでもなければ、その公共政策の変更を求めるものでもない。したがって、紛争案件が公共政策に関係していることを理由として、一概に付託の対象外とすべきではない。そして第4に、判決を確実に執行できることである。

投資関連協定を 締結すべき相手国・地域

上記アンケートでは、海外で実際にビジネスを行う企業から、約160件の回答が得られ、各国・地域における投資障壁が浮き彫りとなった。特に、アジア地域については、外資の上限設定や技術移転要求、ローカルコンテンツ要求等の特定措置の履行要求等がビジネス上の大きな障害となっており、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の早期実現を求める声が非常に多い。また、外資の参入規制、ローカルコンテンツ要求、現地人雇用義務が問題視されているブラジルを視野に、日メルコスール(南米南部共同市場)EPA締結を求める声や、アフリカにおける日本企業の拠点ともいえる南アフリカとのEPAを期待する声も多数聞かれた。あわせて、Brexit(英国のEU離脱後の英国との協定や、米国のTPP復帰を求める意見も挙がっている。

これらの国・地域との投資関連協定締結を推進すると同時に、投資受け入れ国の国内規制の透明性を確保するなど、ビジネス環境の整備を進めることで、海外直接投資が再活性化されることを期待する。

(注2) UNCITRAL(United Nations Commission on International Trade Law: 国連国際商取引法委員会)の第三作業部会
※本提言については、<https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/082.html>参照